

定期報告書の記載上の注意

○本報告書について

- ・本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。

○家畜の所有者について

- ・家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。
- ・なお、農場名、農場の郵便番号、農場住所、電子メール、電話番号、FAXの番号に誤りがあった場合は、「※訂正欄」に正しい内容を記載すること。

○家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合

- ・家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。

○衛生管理区域について

- ・衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。
- ・飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、別紙の1－2. その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1人の場合は別紙の提出は必要ない。
- ・飼養衛生管理者の氏名、飼養衛生管理者の住所、飼養衛生管理者の連絡先、飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所に誤りがあった場合は、「※訂正欄」に正しい内容を記載すること。

○報告の期日等について

- ・ 報告事項は、その年の2月1日時点のものとすること。
- ・ 報告書の提出期限は、
 - ① 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・馬の場合は、毎年4月15日
 - ② 鶏・あひる・うずら・きじ・エミュー・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日

○家畜の種類及び飼養頭羽数について

- ・ 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
- ・ 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
 - ① 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
 - ② 「肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。)」において、「成牛(肥育後期の牛)」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - ③ 「肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。)」において、「成牛(肥育後期の牛)」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - ④ 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - ⑤ 「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満3月未満のものをいう。
 - ⑥ 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
 - ⑦ 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。

○大規模所有者について

- ・以下の表のとおり、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 5 第 8 号イからホに掲げる頭羽数以上の家畜の所有者を大規模所有者という。

	飼養頭羽数
乳用牛・和牛等 (満 4 月齢～満 24 月齢未満)	3,000 頭以上
乳用牛・和牛等 (満 24 月齢以上)	200 頭以上
乳用種の雄牛・交雑種の牛 (満 4 月齢～満 17 月齢未満)	3,000 頭以上
乳用種の雄牛・交雑種の牛 (満 17 月齢以上)	200 頭以上
水牛	200 頭以上
馬	
鹿	3,000 頭以上
めん羊	
山羊	
豚	
いのしし	
鶏	10 万羽以上
うずら	
あひる	1 万羽以上
きじ	
エミュー	
だちょう	
ほろほろ鳥	
七面鳥	

○飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について

- ・「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式(1)から(4)までの間から選択し、記載すること。
- ・また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 6 において、報告事項が同条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項に限定されている者(※)は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。

- ・報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
- ・法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
- ・報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第 21 の 6 で定める事項については、家畜伝染病予防法第 12 条の 4 の 2 の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。

※家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 6 において、報告事項が同条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1 頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6 頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100 羽未満
- (4) エミュー・だちょうの場合 10 羽未満

○飼養衛生管理基準の添付書類一覧について

- ・参考に基づき、定期報告書と合わせて添付書類を提出してください。ただし、大規模所有者以外の者は、「9 大規模所有者（※2）（馬の所有者を除く。）の場合は、従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し」の提出は必要ありません。